



草津市公報

発行日 令和 7 年 9 月 1 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 1 5 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市立隣保館条例施行規則の一部を改正する規則（人権政策課）…………… 2

◎ 告 示

指定管理者の軽微な変更について（公園緑地課）…………… 3
令和 7 年度草津市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱（人とくらしのサポートセンター）…… 3
指定管理者の軽微な変更について（公園緑地課）…………… 10
公示送達について（介護保険課）…………… 10
公示送達について（納税課）…………… 11
公示送達について（税務課）…………… 12
公示送達について（税務課）…………… 13
公示送達について（保険年金課）…………… 14
行旅死亡人について（人とくらしのサポートセンター）…………… 14
生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 14
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 15
生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 15
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 15
生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）…………… 15
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）…………… 16
生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）…………… 16
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）…………… 16

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…………… 16
草津川跡地公園遊具等設置工事に関する公募型プロポーザルについて（草津川跡地整備課）…………… 19
草津市立草津駅前地下駐車場指定管理者の募集について（交通政策課）…………… 20
草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者の募集について（交通政策課）…………… 21
草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者の募集について（交通政策課）…………… 21
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…………… 22
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…………… 24
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 27
草津市立社会体育施設等指定管理者の募集について（スポーツ推進課）…………… 27

草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	27
令和 7 年度草津市教育委員候補者の公募について（職員課）	28
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	31

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会臨時会の招集について（教育総務課）	31
草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	31
指定管理者の軽微な変更について（生涯学習課）	31

◎ 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表について	32
----------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	33
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の解除について（上下水道総務課）	33
草津市指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	33
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	34

規 則

草津市立隣保館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 9 号

草津市立隣保館条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立隣保館条例施行規則（昭和 4 6 年草津市規則第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 0 条 《現行どおり》 （使用料の減免） 第 1 1 条 《現行どおり》 （1）～（4） 《現行どおり》 <u>（5） 団体が人権問題に対する取組のために使用する</u> <u>るとき 全額</u> <u>（6） 町内会等が事業を実施するために使用するとき</u> <u>（前号の場合を除く。） 全額</u> <u>（7） 市があらかじめ認定した登録団体がその活動</u> <u>のために 1 月当たり 4 回の範囲において使用する</u> <u>るとき 全額</u> <u>（8） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要</u> <u>があると認めたとき 市長が定める額</u> 2 《現行どおり》 第 1 2 条～第 1 8 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》	第 1 条～第 1 0 条 《省略》 （使用料の減免） 第 1 1 条 《省略》 （1）～（4） 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>（5） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要</u> <u>があると認めたとき 市長が定める額</u> 2 《省略》 第 1 2 条～第 1 8 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の草津市立隣保館条例施行規則第 1 1 条第 5 号から第 8 号までの規定は、施行日以後の減免申請について適用し、同日前の減免申請については、なお、従前の例による。

（令和 7 年 8 月 1 日揭示済み）

告 示

草津市告示第 2 5 0 号

指定管理者の軽微な変更について

令和 6 年草津市告示第 1 8 号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 1 1 条 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称	所在地
都市公園（野村公園、弾正公園、水生植物公園みずの森、草津川跡地公園（区間 2）および草津川跡地公園（区間 5）を除くロクハ公園等）	草津市追分七丁目（ロクハ公園） 他 6 2 箇所
草津市立ロクハ公園駐車場	草津市追分七丁目 6 1 9 番 1
児童遊園	草津市渋川一丁目（渋川中央児童遊園） 他 2 6 9 箇所

2 指定管理者

名 称 草津市都市公園等指定管理共同体

代表団体 草津市大路二丁目 1 番 3 5 号
公益財団法人草津市コミュニティ事業団
「理事長 辻川 明宏」を「理事長 明石 芳夫」に変更する

構成団体 草津市青地町 5 7 4 番地
草津造園協同組合
代表理事 竹村 寿次

構成団体 大阪府大阪市中央区南新町二丁目 3 番 7 号
株式会社サンアメニティ大阪
代表取締役 加藤 隆志

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（令和 7 年 7 月 1 8 日揭示済み）

草津市告示第 2 5 1 号

令和 7 年度草津市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

令和 7 年度草津市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 令和 7 年度草津市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、令和 6 年度定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、草津市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和 7 年 1 月 1 日時点で草津市に住所を有する者（草津市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による道府県民税所得割または市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）上の非居住者ならびに令和 6 年分所得税に係る合計所得金額および令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える者を除く。

(1) アおよびイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税ま

たは個人住民税所得割の納税義務者

ア 3 万円に、その者の令和 6 年 1 2 月 3 1 日時点の同一生計配偶者または扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年分所得税額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 3 の 3 第 1 項の規定がないものとした場合における令和 6 年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額
イ 1 万円に、その者の令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の控除対象配偶者または扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第 5 条の 8 第 4 項および第 5 項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、0 とする。）

- (2) 令和 6 年分所得税額および令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 であり、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額および令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 4 8 万円を超える者
- (3) 令和 6 年分所得税額および令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 であり、地方税法第 3 2 条第 3 項および第 3 1 3 条第 3 項の規定による青色事業専従者または同法第 3 2 条第 4 項および第 3 1 3 条第 4 項の規定による事業専従者である者
- (4) 前号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱（令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け府地創第 3 2 7 号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 前項第 1 号アに掲げる額は、給与支払報告書および公的年金等支払報告書に記載する控除外額または確定申告書、給与支払報告書および公的年金等支払報告書等から把握できる令和 7 年度分個人住民税課税情報から推計した令和 6 年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第 1 項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第 1 項第 2 号および第 3 号においては、次の各号

のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 令和 6 年分所得税額または令和 6 年度個人住民税所得割額が 0 でない者
- (2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者または扶養親族として加算される者を含む。）
- (3) 令和 5 年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）もしくは均等割のみ課税世帯への給付または令和 6 年度の新たに住民税非課税もしくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主または世帯員（支給額）

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号アおよびイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える場合は同号アを、令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える場合は同号イを、それぞれ 0 と、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で草津市に住所を有する者（草津市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを 0 とする。

2 前条第 1 項第 2 号および第 3 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4 万円とする。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で草津市に住所を有する者等については、3 万円とする。

3 前条第 1 項第 4 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4 万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正後の所得税法および地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額および前条第 1 項第 1 号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者または扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする。

4 前条第 1 項第 1 号アおよびイに掲げる額を課税台

帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を開始する日は、令和 7 年 6 月 10 日とする。

- 5 前項に定める日以降に生じた前条第 1 項第 1 号アおよびイに掲げる額の修正等については、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。ただし、第 9 条第 2 項に規定する提出期限までに税額修正による調整給付金（不足額給付分）の金額の変更を市長に申し出を行い、必要書類を添えて申請をした場合は、この限りでない。

（受給権者）

- 第 5 条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第 3 条における支給対象者とする。

（支給の方式）

- 第 6 条 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する者は、定額減税補足給付金【調整給付金（不足額給付分）】支給確認書（別記様式第 1 号。以下「第 1 号確認書」という。）を提出するものとする。ただし、令和 7 年 1 月 1 日時点で草津市に住所を有する者（草津市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、草津市から調整給付金（当初給付分）を受給していない者等については、定額減税補足給付金【調整給付金（不足額給付分）】申請書（別記様式第 2 号。以下「第 2 号申請書」という。）を提出するものとし、草津市は、当該者から第 2 号申請書の提出があったときは、当該者に第 1 号確認書を送付し、当該者は確認書を提出するものとする。

- 2 第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号または第 4 号に規定する者は、定額減税補足給付金【調整給付金（不足額給付 II 分）】支給確認書（別記様式第 3 号。以下「第 3 号確認書」という。）または、別記様式第 4 号の定額減税補足給付金【調整給付金（不足額給付 II 分）】申請書（別記様式第 4 号。以下「第 4 号申請書」という。）を提出するものとする。

- 3 第 1 号確認書、第 2 号申請書、第 3 号確認書または第 4 号申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号のいずれかに掲げる方式により行う。この場合、第 3 号および第 4 号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号もしくは第 2 号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により提出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座

に振り込む方式

- (2) 窓口方式 提出者が確認書等を草津市の窓口へ提出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、または草津市の窓口において提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- (4) 現金書留受領方式 提出者が確認書等を郵送により、または草津市の窓口において提出し、市長が現金書留等により現金を送付する方式

- 4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出または提示することにより、提出者本人であることを証するものとする。

- 5 市長は、居住地が第 1 号確認書および第 3 号確認書に記載する住所地と異なる者等から定額減税補足給付金【調整給付金（不足額給付分）】支給確認書送付先変更届（別紙様式第 5 号。以下「変更届」という。）の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に第 1 号確認書または第 3 号確認書を送付するものとする。

（申請不要の支給の方式）

- 第 7 条 市長は、前条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した者または公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 10 条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第 3 条第 1 項に掲げる支給要件を満たすことを確認できるものに対し、定額減税補足給付金【調整給付金（不足額給付分）】支給のお知らせ（別記様式第 6 号）または定額減税補足給付金【調整給付金（不足額給付 II 分）】支給のお知らせ（別記様式第 7 号）により調整給付金の支給を行う旨の通知を行うものとする。

- 2 前項による支給対象者は、前項の通知を受けた際、給付金の受取口座の変更または受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、支給対象者は、受取口座(変更)登録届（定額減税補足給付金）（別記様式第 8 号。以下「登録届」という。）または定額減税補足給付金【調整給付金（不足額給付分）】受給辞退の届出書（別記様式第 9 号）を提出しなければならない。

- 3 市長は、令和 7 年 8 月 14 日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給することができる。

(代理による確認書等の提出等・受給)

第 8 条 支給対象者に代わり、代理人として確認書等の提出および調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 親族その他平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載する。この場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めるものとする。

3 市長は、第 1 項第 1 号および第 2 号の者にあつては、次の各号に掲げるものにより、代理権を確認するものとする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する代理人 法定代理人であることを証明するために必要な次に掲げる書類
ア 戸籍その他親権者であることがわかる公的証明書の写し

イ 成年後見登記制度に基づく未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人にあつては、その旨が記載された登記事項証明書の写しその他公的身分証明書の写し

ウ その他市長が認める証明書

(2) 第 1 項第 2 号に規定する代理人 本人との関係性がわかる市長が認める書類
(確認書等の提出の期限等)

第 9 条 確認書等の提出受付開始日は、令和 7 年 7 月 31 日とする。

2 確認書の提出期限は、令和 7 年 10 月 31 日とする。

(支給の決定)

第 10 条 市長は、第 6 条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

(調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知)

第 11 条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法および確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出等が行われなかった場合等の取扱

い)

第 12 条 市長が前条の周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 9 条第 2 項の提出期限までに確認書等の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 10 条の支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第 13 条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第 14 条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第 15 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 7 月 29 日から施行する。
(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 13 条に規定する給付金の返還については、なお従前の例による。

(令和 6 年度草津市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱の廃止)

3 令和 6 年度草津市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱（令和 6 年 7 月 17 日告示第 210 号）は、廃止する。